

職ニニハ日給約以錢ヲ増給シ食費ニ於テ約ハ錢ヲ  
増徴スルコト、シハ日廿三日之ヲ食堂ニ揭示セリ  
之ヲ見タル職工等ハ斯クテハ結局従来ヨリ一日ニ  
錢ノ減給トナルトテ稍々不穩ノ形勢アリ社長ハ職  
工等ノ喫奮ニ鑑ミ同十九日給與及食費ハ従前ノ通  
リトスル旨揭示シ前掲示ヲ撤回セリ其ノ後社長ハ  
敢ハテ職工ノ言動ニ意ヲ拂ハザル模様ナリシガ不  
平職工鈴木尹等二十餘名ハ食費問題ヲ動機トシ社

理行連入等ノ要求ヲナスベク八月二十一日白惱者  
各本方ニ各々密議ヲ遂ゲ數願書及左記書ヲ提出シ  
草案シテ八月二日男工一同ニ調印セシメタリ

- 1. 給与ニ割五分増給スルコト
- 2. 夜勤ノ操業十一時止ヲ十時間ニ短縮スルコト
- 3. 家賃ノ補助スルコト
- 4. 日用品ノ廉賣ヲスルコト
- 5. 慰安方法ヲ講スルコト

前記男工等ハ二十三日晚内隨所ニ集合シ怠業シ  
爲シ其間伊藤覺治外三名ノ代表者ヲ選ビ直接社長